## 広報委員会に小委員会設置するための細則の改正案(対照表)

(旧)

(新)

第3章 委 員 会

## 第3章 委 員 会

## 第5条

## 第5条

(4) 広報出版委員会:ホームページ並びに学会通信を用いて本法人内外に広報を行うとともに渉外活動を行う。国内外の放射線科学関係の学会,団体の行っている広報活動を調査する。これを参考に,本法人の活動について社会的な周知を高めるための広報の在り方について検討し,実施する。会員に対し,学術活動について広報・啓発に務め,関連学会・研究会についての情報提供を行う。また,市民に対しても,本法人の学会活動を効果的に周知するための広報を行う。国内関連学会・団体との連携を図る。

(4)広報出版委員会:ホームページ並びに学会通信を用いて本法人内外に広報を行うとともに渉外活動を行う。国内外の放射線科学関係の学会,団体の行っている広報活動を調査する。これを参考に、本法人の活動について社会的な周知を高めるための広報の在り方について検討し、実施する。会員に対し、学術活動について広報・啓発に務め、関連学会・研究会についての情報提供を行う。また、市民に対しても、本法人の学会活動を効果的に周知するための広報を行う。国内関連学会・団体との連携を図る。<u>論文紹介企画小委員会を設置して広く放射線科学に関係する</u>最新論文ニュース紹介活動を行う。